

海外経済要録

国際機関

◇ IMF・世銀年次総会の開催

1. 第29回 IMF・世銀年次総会は、9月30日から10月4日までの5日間、ワシントンにおいて加盟126か国(IMF 126か国、世銀 124か国)の代表が参加して開催された。今次総会は、世界的なインフレ高進と景気後退の併存という厳しい経済情勢下において、石油危機発生後をはじめ主要産油国と石油消費国のすべてが一堂に会する機会であったこともあり、①インフレ抑制策とリセッション懸念の問題、②オイル・マネーのリサイクリングの問題、の2点を中心論点となった。これらの問題はいずれも深刻かつ加盟国全体の問題だけに、討議の過程では各国とも国際協力による問題解決の必要性を強調していたのが特徴的であった。このほか、さる6月終了したC-20国際通貨制度改革作業の結果につき、その最終報告と「通貨制度改革概要」の第Ⅱ部(当面の措置)を経務会として承認したほか、後記2委員会が新設された。

2. 総会における主要論点は以下のとおり。

(1) インフレ抑制問題

当面の経済運営政策に関しては、インフレを抑制すること自体については各国ともそのさし迫った必要性を強調し、①政策運営上、インフレ抑制を最優先課題としていること、②しかも他国への影響を考慮してインフレ抑制に当たるといふ意味での国際協力が必要であること、の2点については各国の見解は共通していた。ただインフレ対策運営面では、早すぎる引締め緩和の危険の方が、遅すぎる緩和の危険よりもはるかに大きいとする米国に対し、英国、フランス、イタリアはデフレ、失業増大のリスクを指摘、とくに英国は、米国景況の先行きいかんによっては世界経済が破局に陥りかねないという強い懸念を表明した。

(2) オイル・マネー・リサイクルの問題

オイル・マネーのリサイクル面では、石油消費国である先進国だけで解決できる問題ではなくなってきているとの認識のもと、産油国に協力を要請する一方、非産油発展途上国の深刻な状況に対する配慮も怠れないとするのがおおかたの見方であった。これに関し、イランの代表が今次総会の席上、かねてから同国の主張である new neutral international fund の設立(注)をあらためて正式提案したことは、先進国の協

力要請にこたえる産油国側の動きの一つとして注目された。

(注) OPEC諸国と先進諸国の均等出資による開発途上国援助基金(規模、当初30億ドル)を設立し、その総務会の構成は、OPEC諸国12か国、先進国12か国、非産油発展途上国12か国とする。

この間、英国、西ドイツをはじめとする欧州諸国が、民間市場リサイクルはいまや限界に近づいている旨を指摘し、今後はIMF等国際機関を通ずるリサイクル促進を図るべきことを提唱したが(とくに英国は、主として先進国を対象とした新たな貸付制度をIMFに設けるよう提案)、他方米国は、各国通貨当局の施策運営よろしきを得れば、民間市場は引き続きリサイクル機能を果たしうることを強調、国際機関を通ずる新リサイクル制度の設立にはかなり慎重な構えをみせた。

3. IMF暫定委員会およびIMF・世銀合同委員会の新設

今次総会会期中、C-20の解散と並行して、6月のC-20ワシントン会議での決定(7月号「要録」参照)に基づき、IMF内に国際通貨制度に関する総務会暫定委員会が、またIMF・世銀の合同機関として、実物資産の発展途上国への移転に関する合同大臣レベル委員会がそれぞれ新設され、第1回目の会合が開催された。本会合においては主として今後の両委員会の作業計画につき討議したほか、それぞれの議長等の選出を行った(暫定委員長……ターナー・カナダ蔵相、合同委員長……ペディー・アイボリー・コースト経済財政相)。なお、暫定委員会では今後オイル・マネーのリサイクル(IMFを通ずるリサイクル・スキームの拡大を含む)、国際収支調整過程、IMFウォーク調整、IMF協定改正(金問題およびリンク問題を含む)の4点を主として検討することとなった(次回会合は、75年1月15~16日、合同委員会は1月17日)。

◇ IMF理事会、IMFの一般借入れ取決め(GAB)の更新および一部修正を決定

IMF理事会は10月23日、IMFの一般借入れ取決め(GAB)に関し一部修正を行ったうえ、1975年10月24日から5年間延長する(注1)旨決定した。なお、修正部分については全参加国および参加機関の同意あり次第、更新日前でも発効するものとする。

修正内容は次のとおり。

(1) IMFがGABに基づく借入れに対し支払う金利は、借入れ資金を充当した参加国等の引出し残高につきIMFが徴求する金利(注2)とする。ただし、4%を下限とする(現行は、引出し後最初の1年間にIMFが徴求する金利と同一、現在4%)。

(2) 利子および手数料は、IMFの定めるところに従い、金、SDR、支払を受ける参加国の通貨、または事実上交換可能な通貨(注3)のいずれかにより支払われるものとする(現行は金および端数を米ドル)。

(3) IMFによるGAB資金返済手段としてSDRを追加する(現行は、期日返済の場合、IMFの定めるところに従い可能な限り返済を受ける参加国の通貨、金、または当該参加国と協議のうえ他の事実上交換可能な通貨。期限前返済の場合、IMFの定めるところに従い返済を受ける参加国と協議のうえ他の事実上交換可能な通貨または金)。

(4) SDRを利子・手数料の支払またはGAB資金の返済に使用する場合、SDR勘定に参加していないGAB参加機関(注4)については、当該機関が所在する加盟国へSDRを移転することにより、IMFはGAB上の債務を履行したものとみなされる。

(注1) GAB(1962年10月24日発効)の期間は、当初4年間とされていたが、1970年の更新時に5年間に変更されている。なお、取決め上限を延長する場合は到期1年前までに延長を決定する必要がある。

(注2) 一般引出しの場合、原則として4～6%の間で引出し期間に応じ累進。

(注3) IMF協定第32条(b)項参照。

(注4) 西ドイツ・ブンデスバンク、スウェーデン国民銀行。

米 州 諸 国

◇米国、新経済計画を発表

フォード大統領は10月8日、インフレ対策、不況対策およびエネルギー対策を骨子とする総合的な新経済計画(A Program to Control Inflation in a Healthy and Growing Economy)を発表した。その概要次のとおり。

(1) インフレーション対策

イ. 歳出削減

1975会計年度の連邦歳出の規模を50億ドル程度削減し3千億ドル以内とする支出限度を設定するよう議会に要請。

ロ. 臨時付加税の導入

企業および個人高額所得者を対象に下記のとおり1975年の1年間に限り付加税(surcharge)を課するための立法を要請(これにより47億ドル程度の増収見込み)。

(イ) 企業に対する付加税

1975年中の所得税に対し5%の付加税を課する。ただし企業の会計年度が1974年あるいは1976年にまたがる場合は、当該会計年度の所得税を日割計算し1975年相当分の所得税を算出する。

(ロ) 個人に対する付加税

1975年中の総所得が妻帯者で15,000ドル以上、独身者で7,500ドル以上の個人を対象に、その所得税額から付加税対象最低所得者の所得税額を差し引いた金額に対して5%の付加税を課する(注1)。ただし課税所得がそれぞれ10,000ドル、5,450ドル(注2)を下回るときは付加税の対象外とし、また総所得が上記基準額を下回っていても課税所得がそれぞれ10,000ドル、5,450ドルを上回るときは付加税の対象とする。

(注1) 付加税額計算例

(1) 妻帯者4人家族、課税所得20,000ドルの場合

$$(4,380 - 1,820) \times 0.05 = 128 \text{ドル}$$

(2) 独身者、課税所得10,000ドルの場合

$$(2,090 - 994.5) \times 0.05 = 55 \text{ドル}$$

① 所得税

② 課税所得10,000ドルの場合の所得税

③ 付加税

(注2) 課税所得の算出

	妻 帯 者	独 身 者
	ドル	ドル
75年間総所得	15,000	7,500
諸控除(妻帯者の場合) 4人家族を前提	-5,000	-2,050
課 税 所 得	10,000	5,450

ハ. 農産物の作付面積制限撤廃等

米、落花生、綿花について増産による価格引下げを図るため、残存の作付面積制限措置を撤廃するとともに、必要があれば燃料および肥料の割当てを行うこととし、そのための権限付与を議会に要請。

ニ. 独占禁止法違反に対する罰則金の引上げ

独占禁止法を積極的に運用することとし、その実効を期するため違反罰則金の最高限度を、企業の場合現行の5万ドルから1百万ドルへ、個人の場合同5万ドルから10万ドルへそれぞれ引き上げるための立法を要請。

(2) 不況対策

イ. 投資税額控除率の引上げ

設備投資、とくに基礎資材部門の設備投資を促進するねらいから、企業の投資税額控除(注)について、その控除率を一般企業については現行の7%から、また公益企業については同4%から、それぞれ10%へ引き上げることを議会に勧告(これによる税収減75、76両年度で33億ドルの見込み)。なお、耐用年数によって税額控除が認められる割合が異なるが、今回の提案では、現在7年以上の耐用年数のものしか100%控除の対象としていないのを3年以上に改めるなど、控除条件の緩和も図られている。現行および今次改善勧告の内容を対比すれば次表のとおり。

		現	行	勸	告	案
控除率	一般企業	7%			10%	
	公益企業	4%			10%	
控除適用対象投資額	耐用年数による控除対象割合	(耐用年数)(設備投資額中)控除対象割合		(耐用年数)(設備投資額中)控除対象割合		
		3年未満	0	3年未満	0	
		3年以上～5年未満	1/3	3年以上	全額	
		5年以上～7年未満	2/3			
		7年以上	全額			
控除額		税額控除額が25千ドルを超える場合は、25千ドルにこれを超える額の半額を加算した額の控除が認められる。ただし、納付すべき所得税額を限度とする。				

(注) 納付すべき所得税額から、税額控除適用対象投資額に控除率を乗じて得た税額を直接控除する制度。対象投資額には新規設備投資のほか中古設備の購入が含まれる場合もある。

ロ. 失業対策

1974年国家雇用援助法を制定し、今後1年間に失業率(全国平均)が3ヵ月平均で6%以上となった時点で次の二つの計画を発動し(3ヵ月平均が6%を下回った時に停止)、失業問題の緩和を図る。ただし、いずれの計画についても対象者1人当りの受給金額は年間7千ドルを限度とする。

(イ) 特別失業援助計画

通常の失業保険給付が終了した失業者に対しては13週間、また失業保険の適用を受けていない失業者に対しては26週間それぞれ特別失業保険金を給付する。

(ロ) 地域社会改善計画

地域社会改善団(a broad-new community improvement corps.)を設立し、失業者を短期間(本計画発動の各地域につき最長6ヵ月)、公共事業のために雇用する。

		失業率	6%以上	6.5%以上	7%以上
特別失業保険の給付(特別失業援助計画)	給付額	2,120	2,550		
	受取人	千人	千人		
	(失業保険受給者)	2,730	3,310		n. a.
	(過去の非受給者)	830	1,050		
	(過去の受給者)	1,900	2,260		
公共部門の雇用拡大(地域社会改善計画)	原資	500	1,250	2,250	
	雇用者	千人	千人		
		83	208		n. a.

ハ. 住宅建設へのてこ入れ

住宅金融の順便化を図るため、連邦住宅局の保険もしくは退役軍人局の保証のない住宅抵当証書(全体の8割)の連邦全国抵当協会(連邦政府機関)による購入禁止規定を一時解除する立法(注)を要請。本法案が成立すれば、連邦全国抵当協会の住宅抵当証書購入枠を30億ドル(新規住宅10万戸の建設資金に相当)拡大する。

(注) 根拠法となる74年緊急住宅購入援助法案は10月18日に大統領が署名し、すでに成立をみている。

(3) エネルギー対策

高価格輸入原油への依存は国家の安全を脅かすとともに、世界的インフレを高進させ、さらに国際金融制度に緊張をもたらしている。こうした事態に対処し、輸入石油への依存度を低めるため、以下の措置を実施する。

イ. 国家的なエネルギー政策および計画の策定等を目的とする国家エネルギー委員会(モートン内務長官を議長とする)を新設する。

ロ. 石油輸入を1975年末までに1日当たり1百万バレル減少させる(短期的目標)こととし、このために、①ガソリン消費の節約(時速55マイルの速度制限厳守等)、②営業用ビルや住宅のエネルギー使用節約、などを議会に要請。

ハ. 長期的にエネルギー節約計画を遂行するため、①1980年をめどとするすべての石油燃焼火力発電所の撤去、②天然ガス供給を促進するための天然ガスにかかる価格規制の廃止、③石炭使用の増加を図るため、1974年大気浄化法の規制目標の緩和、④石炭露天掘りの承認、⑤自動車のガソリン消費効率(1ガロン当り走行距離)の引上げ(4年間で40%)、などを議会に要請。

◇米国、銀行に対する外国為替ポジション等の報告徴求を実施

財務省は10月16日、米国銀行などから特定の外国通貨に関する為替ポジション等の報告を徴求することにした旨発表した。概要は次のとおり。

(1) 報告対象通貨

ベルギー・フラン、カナダ・ドル、オランダ・ギルダー、フランス・フラン、西ドイツ・マルク、イタリ

ア・リラ、日本円、スイス・フラン、英ポンドの9外国通貨。なお、米銀海外支店および米銀の海外子会社の場合には米ドルについての報告を含む。

(2) 報告対象先

米国内の銀行(銀行持株会社および外銀支店を含む。以下同じ)ならびに米銀の海外支店および海外子会社。

(3) 報告時期

原則として週(水曜日)および月(月末)ベースで行うものとする。ただし、財務省が外国為替市場の状況からみて必要と判断した場合にはそのつど特別報告を徴求。なお、第1回の週別報告は12月4日、月別報告は11月の最終営業日付けで行うものとする。

(4) 報告内容

イ. 米国内の銀行

(イ) 週別報告は、各通貨別のネット直物(期近予約分)ポジション、ネット先物ポジション、ネット・ポジションおよび先物為替売買残高とする。ただし、各通貨別のネット直・先ポジションおよびネット・ポジションが1百万ドル未満(ドル換算額、以下同じ)であり、かつ各通貨の先物為替売買残高がいずれも10百万ドル未満である場合には報告を要しない。

(ロ) 月別報告は、各通貨別の資産・負債残高、直物為替(期近予約分)売買残高、先物為替売買残高、ネット総合ポジションとする。ただし、各通貨別のネット総合ポジションが1百万ドル未満であり、かつその他の報告所要額が10百万ドル未満である場合には報告を要しない。

ロ. 米銀の海外支店および海外子会社

(イ) 週別報告は、各通貨別のネット直物(期近予約分)ポジション、ネット先物ポジション、ネット・ポジションにつき通貨発行国内における海外支店等保有分とその他保有分に区分して行うものとする。ただし、各通貨別の報告を要するポジションが50万ドル未満である場合には報告を要しない。

(ロ) 月別報告は、各通貨別の資産・負債残高、直物為替(期近予約分)売買残高、先物為替売買残高、ネット総合ポジションとする。ただし、各通貨別のネット総合ポジションが1百万ドル未満であり、かつその他の報告所要額が10百万ドル未満である場合には報告を要しない(通貨発行国内における海外支店等保有分とその他保有分の区分報告を除き、米国内銀行と原則として同様)。

(注) 各通貨別のポジション算定方法は次のとおり。

- (1) ネット・ポジション=直物ネット(期近予約分)ポジション+先物ネット・ポジション
- (2) ネット総合ポジション=資産-負債+直物為替(期近予約分)

買残高-直物為替(同)売残高+先物為替買残高-先物為替売残高

(5) 罰則

故意に報告を怠った場合は、1万ドル以下の罰金ないし10年以下の懲役またはその双方を課す。

◇米国内務省、6か国間の輸出信用問題に関する合意を公表

米国内務省は10月25日、米、英国、フランス、日本、西ドイツ、イタリアの6か国代表がさきにワシントンで開催されたIMF・世銀年次総会の際に合意し検討した輸出信用供与問題に関し、このほど合意をみた旨を発表した。発表内容は次のとおり。

- (1) 今後原則として、5年を超える輸出信用に対する利子に政府の補助が加わる場合には、当該金利が7.5%を下回ることにしないように行うものとする。
 - (2) ただし、原則として当該6か国間および富裕国(注)との輸出取引に関する3年以上の輸出信用に対する政府の補助は行わないこととする。
 - (3) 本合意は、金利等の輸出信用問題に関する紳士協定・締結のための交渉と関連はあるが、これとは異なるものである。したがって同交渉は今後も上記6か国を含む主要国と引き続き行われることとなろう。
- (注) 主として産油国をさしているものとみられている。

◇米、外国投資調査法成立

フォード大統領は10月28日、外国投資調査法(Foreign Investment Study Act of 1974)に署名した。

同法は、財務省および商務省が、企業、銀行等から外国投資家の当該企業等に対する投資に関する報告を徴求して、対米投資の実態を把握するとともに、その米国経済に及ぼす影響を調査することなどを内容としたものである。概要次のとおり。

(1) 企業および銀行による報告

イ. 報告対象

総資産20百万ドル超の一般企業および同50百万ドル超の銀行(この規模以下で総資産および年商が1百万ドル以上の企業は、外国投資の受入れ実績がある場合のみ報告を要し、また、総資産および年商が1百万ドル未満の企業は報告不要)で1外国投資家による保有株式比率が議決権付株式の10%に満たないもの(財務省所管)。なお1外国投資家による保有株式比率が同10%以上のものについては、別途報告基準が発表される予定(商務省所管)。

ロ. 報告内容と提出期限

外国投資家の保有する株式、長期債券、長期貸付金等の74年末時点における明細を75年3月1日までに提出。

(2) 上記報告に基づく調査等

イ. 内容

財務省および商務省は、①上記報告に基づいて対米投資が米国経済に及ぼす影響を分析するとともに、②これまでの外国投資家を対象とした報告制度を見直し、外国投資に関する資料の入手方法について提言をまとめる。

ロ. 報告提出期限

議会に対し、中間報告および最終報告をそれぞれ12か月後、18か月後に提出。

欧州諸国

◇ E C、共同起債につき基本的合意

1. E C蔵相理事会は10月21日、石油危機発生以降懸案となっていた域内国際収支赤字国のファイナンス救済を目的とする E C 共同起債に関し、概略次のような基本的合意に達した。

(1) 起債主体…… E E C

(2) 起債額……1975年中支払利子を含め総額30億ドル(起債元本では約20億ドル)以内。

(3) 起債条件……借入れ期間は5年以上。ただし具体的な満期、利率等の条件は起債のつど理事会が決定する。なお、資金利用国の借入れ条件は E E C の起債条件と同一とし、E E C の起債に伴う諸費用は資金利用国の負担とする。

(4) 資金用途……加盟国の石油輸入に基づく国際収支赤字ファイナンスに限定する。また、資金利用国は、国際収支立直しのための政策努力(理事会が別途決定)を行わなければならない。

(5) 加盟国間の債務保証負担比率……各国の負担比率の限度は次のとおり。

西ドイツ、フランス、英国	各 44.04%
イタリア	29.36%
ベルギー・ルクセンブルク、オランダ	各 14.68%
デンマーク	6.60%
アイルランド	2.56%

(6) 調達先……国際資本市場または産油国からの直接借入れ。

(7) 起債の決定……域内の1国ないしは数か国の要求に基づき理事会が決定する。

2. なお、今後起債までの手続として、11月21日に予定

される E C 蔵相会議での実施細目の最終決定、一部加盟国(西ドイツ、ベルギー、オランダ、デンマーク)における議会の条約批准などが必要とされている。

◇ E C、穀物輸出規制措置等を決定

1. E C 農相理事会は10月21日、域内の食糧自給体制を確保するため、概要以下のような輸出抑制策を決定した(なお、発動に関する細目については未定)。

(1) 軟質小麦、とうもろこし、ライ麦以外の穀物(注)、配合飼料、小麦粉、小麦粉を使用している食料品等の域外輸出に対する課徴金引上げ。

(注) 軟質小麦、とうもろこし、ライ麦については引上げ済み(10月4日以降、トン当たり10~40 U. C.)。

(2) 砂糖および果糖製品の域外輸出に対する課徴金引上げ(なお、砂糖に関しては輸入奨励のため当面20万トンを限度に補助金を支給)。

2. さらに同理事会は、イタリアの農産物に対する輸入保証金を廃止(10月23日以降)する一方、農産物取引に適用するリラ(いわゆるグリーン・リラ)の4%切下げ(10月28日から実施)を決定した。グリーン・リラの切下げは、昨年11月の4%の切下げ以来今回で5回目(通算29%)。

◇ 英国、総選挙を実施、労働党が引き続き政権を担当

英国の総選挙は10月10日に行われ、労働党が過半数を獲得し引き続き政権を担当することとなった。各党の獲得議席数ならびに得票率は次のとおり。

	議席	得票率
労働党	319	39.3%
保守党	276	35.7
自由党	13	18.3
その他とも計	635	100.0

なお、前閣僚はいずれも留任となったが、新たに蔵相補佐國務大臣として Robert Sheldon を任命。

◇ ブンデスバンク、公定歩合の引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは、10月24日の定例理事会において、公定歩合引下げ等以下の措置を決定した。

(1) 公定歩合を7.0%から6.5%へ、また債券担保(Lombard)貸付利率を9.0%から8.5%へそれぞれ引き下げ、10月25日から実施する。

(2) 再割引限度(Rediskontkontingent)を11月1日以降25億マルク引き上げる(現在約100億マルク)。

なお、(1)に伴い大蔵省証券、割引国庫債券および備蓄機関手形の売オペレートも0.5%引き下げられた。

2. 本措置に関する同行のコミュニケ要旨次のとおり。

「上記措置は、景気情勢の変化をしんしゃく、とくに最近の市場金利の強含み傾向に歯止めをかけることを目的としたものである。また、再割限度枠の上げは市中のロンバード貸付依存度が低下するよう配慮したものであるが、中央銀行理事会としては、市中金融機関が今後ロンバード貸付にあまり依存することがないように希望する」。

なお、クラゼン総裁は理事会終了後の記者会見で、「今回の公定歩合等の引下げは国内のインフレ心理が年初来かなり弱まり、これに伴い一般の実質金利負担感が1年前に比しかなり強まっている(ちなみに本日の引下げによる金利負担の軽減は総額約7億マルク)といった環境変化に合わせて政策を調整したともいうべきものであり、ブンデスバンクとしては今後とも従来の金融政策の基本路線を堅持し、物価上昇の余地を金融面から生じさせることのないよう留意するつもりである。

したがって、先般の5大経済研究所の来年のCPI見通し6.5%は高きにすぎ、ブンデスバンクでは来年末には5%程度に下がる可能性もあるとみている。

なお、労使双方に対しては、今後の賃上げ交渉にあたり本日の措置の結果賃上げが容易になったと誤解することのないよう、とくに希望したい」旨語った。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

5大経済研究所は10月21日、恒例(通常春秋の年2回)の共同景気見通し(註)等を発表、西ドイツの政策当局としては当面引締めの基本路線は崩すべきではなく、モダレートな引締め路線を踏むべきであることなどについても言及している。

その要旨は次のとおり。

(1) 世界経済の現状と見通し

イ. 西欧先進国では景気後退(Der Konjunkturabschwung)下にもかかわらずインフレ傾向が依然根強く続いている一方、石油価格上昇を映じて国際収支も石油価格高騰から赤字傾向が強まっており、さらに失業増大の懸念も高まっているため、各国当局は政策諸目標の達成についてかつてなかった困難な局面(einer nicht gebekantenen Verschärfung der Zielkonflikte)に置かれている。

ロ. 75年の世界経済は、米国、西ドイツ、日本の3大國および産油国等のリードによる緩やかな上昇が見込まれ、実質GNP成長率は2.5%と本年(0.5%)を上回ろう(なお欧州諸国は、インフレ持続、国際収支赤字等から総じて引締め長期持続の姿勢であり、

けん引力を期待できない)。

ハ. 物価に関しては、これまでの工業原材料価格下落傾向が75年以降も持続するとみられる反面、食料品価格が再び上昇はじめているため、こしばらくはたいした着着きを期待できない。

ニ. 世界貿易の伸びは75年央ごろまでは鈍化の一途をたどり、年間伸び率(数量ベース)は5%前後と74年の6%に比し若干低下。ただし、各国とも保護主義的貿易政策を採らないことが前提。

(2) 西ドイツ経済の現状と見通し

イ. 西ドイツの景気は、生産の停滞、失業の増加などこのところ後退色を強めている。この傾向は来年春ごろまで続くとみられるが、その後しだいに上昇をたどり、75年の実質GNP伸び率は2.5%と本年(1%)をやや上回る可能性が大きい。しかしこの間の失業者数(最近では季節調整後で75万人)は、今冬にはさらに増加し100万人に達するかもしれず、また75年前半もかなりの高水準で推移する見通し。

ロ. 来年の物価(個人消費デフレーター)上昇率は6.5%程度にまで落ち着く公算が大きい(本年7.5%)。

ハ. 対外面では輸出の伸びが来年は13%とかなり鈍化する(本年34%)とみられる反面、国際商品市況の軟化傾向を映じて輸入価格の騰勢鈍化が見込まれるため交易条件が改善、これにより海外経常余剰(名目ベース)は本年の400億マルクから500億マルク程度にまで増加しよう。

ニ. 以上の見通しは、①国際収支赤字国が保護主義的な貿易制限あるいは引締め政策の強化を行わないこと、②国内では、75年の財政支出が既定路線に沿って実行され、かつ金融政策が適度に緩和されること、③労働需給の緩和傾向を反映して賃上げ率が前年比10%を割って小幅にとどまること、などを前提としている。

(3) 政策提言等

イ. 今後の景気政策の進め方は賃上げ交渉の帰すういかんにもよるが、金融政策については、これまでのようにマネー・サプライを著しく低い伸び率に抑える必要はないにしても、引締めの基本路線は崩すべきではない。

ロ. 財政政策については、年初来失業の増加に対処して弾力的な措置が打ち出されてきているが、その効果は短期的なもので、長期的には物価安定と完全雇用のいずれをも達成できず、ストップ・アンド・ゴー的な景気政策に陥る危険をはらんでいる点に留意しなければならない。今後も金融政策の路線を乱さ

ないような方向で運営されるべきである。来年の財政赤字に伴う資金調達も、上記金融引締め路線の継続によりインフレ心理が鎮静すれば、現在よりも低利で長期にこれを行うことが可能となろう。

- (4) なお、上記見通しに対し、各界の反響はおおむね肯定的ながら、政府筋(フリデリクス経済相)では、今冬に失業者数が100万人に達するとの見方には疑問がある旨コメントしている。

(注) Die Lage der Weltwirtschaft und der westdeutschen Wirtschaft in Herbst 1974.

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年比伸び率・%)

			1973年	1974年 (実績 見込み)	1975年 (予想)
G	N	P	+ 5.3	+ 1.0	+ 3.0
個	人	消 費	+ 2.9	+ 0.0	+ 3.0
政	府	支 出	+ 4.0	+ 3.5	+ 2.5
機	械	設 備 投 資	+ 2.0	- 8.0	+ 1.0
建	設	投 資	+ 0.3	- 6.5	- 3.5
輸		出	+ 16.2	+ 16.0	+ 4.5
輸		入	+ 9.8	+ 4.5	+ 7.0
GNPデフレーター			+ 5.9	+ 6.5	+ 7.0
個人消費デフレーター			+ 7.0	+ 7.5	+ 6.5

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

◇フランス政府、景気調整税法案を議会上程

1. フランス政府は、本年6月に総合的な国際収支・インフレ対策を発表した際、企業のインフレに伴う超過利潤に対し課税する旨表明、その後実施細目を検討していたが、10月9日、「企業のインフレ的行為を防止するための臨時課徴金制度に関する法案」のかたちで閣議決定し、10月中旬議会上に上程した。

2. 本法案の概要は以下のとおり。

(1) 対象企業

- イ. 年間売上高24百万フラン超または8百万フラン超かつ従業員50人以上の商工業。
ロ. 年間売上高6百万フラン超または2百万フラン超かつ従業員50人以上のその他企業。

なお、金融保険業に対する課税方法については今後さらに検討を進める。

(2) 課税対象

企業の付加価値額(注)の年間増加率が、政府の定める基準増加率(予想名目GDP増加率、75年は14.3%)を上回った場合、基準を超えて増加した付加価値部分に課税。

ただし、次の事情による付加価値増加分は対象外。

- イ. 雇用者数の増加、労働時間の増加
ロ. 生産的投資の増加
ハ. 輸出増

なお、新設企業は初年度については課税されない。反面、企業を譲渡ないし閉鎖した場合には課税の対象とする。

(注) 付加価値は、「(期中売上高+期末在庫) - [期初在庫+製造コスト+租税公課+運送費+その他雑費(ただし出張費および交際費を除く)]」として定義される。

(3) 納税方法

課税対象企業は納税に際し、あらかじめ納税額を推定して5回に分けて分割納税するものとする。この場合1回の納税額は推定納税総額の20%とし、各四半期末の翌月20日までに納付する。第5回目の分割納税期に、確定納税額との差を調整する。

(4) 税率

一律33⅓%

(5) 還付

本制度が停止された場合に、付加価値増加率が基準増加率を上回る度合いに応じて還付。

- イ. 基準増加率を上回る度合いが10%ポイントまでの場合……全額
ロ. 10%ポイント超30%ポイントまでの場合……半額
ハ. 30%ポイント超の場合……還付なし

(6) 税収の使途

いったん、全額フランス銀行の政府預金勘定に凍結。還付が予想される部分を除き、預金供託金庫を通ずる庶民貯蓄の利子補給に充当。

(7) 実施期間

明年1月1日以降、消費者物価中の工業品価格の上昇率が3ヵ月連続して月間0.5%未満にとどまる時点まで。

◇フランス、預金金利を一部引上げ

フルカード蔵相は10月21日、75年度予算に関する政府説明において、零細貯蓄優遇策として、貯蓄金庫の通帳預金のうち課税対象外の預金(預入限度1人当たり25千フラン)に適用される金利を現行の6.5%から7.5%に引き上げ、明年1月1日から実施する旨明らかにした。

この結果、貯蓄金庫通帳預金の金利は明年1月1日以

降、以下のとおり2本建てとなる。

預入額25千フランまで	7.5%
預入額25千フラン超	6.5%

なお、本決定に伴い、本年7月から適用されている1.5%の特別割増金利(74年7～12月中の平残が74年1～6月中の平残を超過する部分に対して適用)は廃止される。

◇イタリア、1974、75年の経済見通しを公表

イタリア政府は9月30日、75年予算編成に際し策定した1974、75年の経済見通しを閣議で承認し議会に提出した。本見通しの内容は次のとおり。

イタリアの経済見通し

	1974年	1975年
G N P(実質)	4.5%	1.5%
個人消費(%)	3.5	1.5
総固定資本形成(%)	6.0	△6.5
政府消費(%)	2.0	1.0
輸出(%)	7.0	8.0
輸入(%)	△0.5	1.0
消費者物価	20.0	16.0
国際収支赤字	5兆3,000億リラ	2兆9,000億リラ

(注) 国際収支赤字以外は前年比増減(%)率。

上記75年の経済見通しは、さきに提出した75年予算案がかなりの緊縮予算となっていることにも関連し、賃金、給与の上昇率は平均16%以内との前提に基づいており、失業者数も増加が想定されている。国際収支の赤字は著減しながらも、なおかなりの大幅であることが見込まれているが、非石油収支の赤字は75年末までに一応解消し、ファイナンスの面でも石油関係赤字程度は海外借入れにより可能との見方。

◇イタリア、スイスの小銀行の経営問題化

- ミラノの小規模個人銀行 Banco di Milano(総資産350億リラ)は預金取付けに見舞われ、10月17日銀行監督当局の介入により、向こう1ヵ月間預金払戻しを停止することとした。
- スイスの小銀行 Banque de Crédit International(以下BCIと略称、総資産約7億スイス・フラン、資本金95百万スイス・フラン)は10月8日以降営業を閉鎖し、モラトリアムを裁判所に申請した。同行については、以前から不動産取引等の失敗からかなりの損失を生じたとのうわさが流れているなど種々の疑惑をよんでいたところへ、10月7日、西ドイツの大手銀行 Hessische

Landesbank-Girozentrale がBCI持株を全株売却してBCIから手を引いたとの報が伝えられ、これをきっかけに預金引出しの波を一挙にかぶるおそれを生じたため閉鎖を余儀なくされたものとみられている。

同行破たんの影響等については、小規模の銀行でもあり、スイス国内ではその影響をさほど重視していない模様である。

◇スイス国民銀行、準備預金積立て義務を緩和

スイス国民銀行は10月4日、6月21日決定の準備預金積立て義務再緩和に続き、さらに13%の積立て義務を10月積立て分(10月25日積立て開始)から免除する旨決定、発表した。同行では、「本措置は引締めの基本路線変更を意味するものではなく、これまでと同様国内金融市場の過度のひっ迫を避けるため流動性補てんの趣旨で行ったものである。なお、これにより解除される金額は約5億スイス・フラン(解除後の準備預金残高約8億スイス・フラン)」としている。

◇スイス政府、非居住者債務に対する付利禁止を廃止

スイス政府は10月16日の閣議で、1971年8月以来実施されてきたスイス・フラン建非居住者債務に対する付利禁止措置を10月21日以降廃止するとの決定を発表した。本件につきスイス国民銀行では、「最近はことに為替市場が平静に推移、スイス・フランの対マルク相場等も軟調にあることなどから、投機的な短資流入の可能性が一段と少なくなったとみて廃止に踏み切ったものであるが、必要の際にはただちに付利禁止措置を復活しよう」としている」旨コメントしている。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

- オランダ銀行は10月25日、公定歩合を1.0%引き下げ28日から実施する旨発表した。

この結果、同行の公定歩合は以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

為替手形および政府証券	7.0%(8.0%)
約束手形	8.0%(9.0%)

当座貸越および担保貸付利子歩合

個人・私企業向け	9.0%(10.0%)
その他向け	8.0%(9.0%)

- オランダ銀行では本措置について、「最近における内外金利の低下傾向、オランダ・ギルダーがEC共同フロートの最強通貨となっていたことなどを直接の背景とするものであるが、国内経済の停滞化も一要因である」

との説明を行っている。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港、預金・貸出金利を引下げ

1. 香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、普通預金を除く預金の協定金利(1級銀行分(注1))を一律0.5%引き下げることとし、10月30日から実施した。今回の措置は、最近における海外金利の低下、とくに国際金融面で香港と密接な取引関係にあるシンガポールの金利引下げ(注2)に伴い実施されたもの。新預金金利(1級銀行分)は次のとおり(単位・年利%、カッコ内は旧金利)。

通知預金 9.0 (9.5)

定期預金

1か月もの 9.5 (10.0)

3~12か月々 9.75 (10.25)

2. 一方、預金金利の引下げに伴い主要英系2行(香港上海、チャータード)は、貸出プライム・レートを10月30日から0.5%引き下げ11.5%とした。

(注1) 香港の銀行は預金規模に応じて五つのクラスに区分されており、各クラスの定期預金の協定金利は預金規模が小さくなるにつれて高くなるように設定されている(ただし、外銀はすべて1級銀行)。今回の引下げ後における各クラスの定期預金の協定金利は次のとおり(単位・年利%)。

	1級	2級	3級	4級	5級
1か月もの	9.5	9.625	9.75	9.875	10.0
3~12か月々	9.75	9.875	10.025	10.05	10.075

なお、普通預金の協定金利は、現在各クラスとも一律年利5%。

(注2) シンガポール金融管理庁は10月28日、市中貸出金利および定期預金金利をそれぞれ0.5%引き下げた(別稿参照)。

◇フィリピン、1975年度予算案を発表

フィリピン政府は6月30日、1975年度(74年7月~75年6月)予算案を発表した。同予算案の基本方針について、マルコス大統領は、①食糧の自給化達成を主眼に米、とうもろこし、食肉等の増産を図る、②石油製品にかかる特別税を引き上げ、石油消費の節減を促す、③外貨収入の増大をねらい輸出産業および観光業を育成する、④開発の遅れているミンダナオ島の経済・社会開発を推進し、回教徒など少数民族の生活向上に資する、などの諸点を強調している。概要、次のとおり。

(1) 歳入は、関税、消費税など税収の伸長(前年度比18.4%増)に加えて政府事業収入の大幅増加(注)(同4.4倍増)を見込み、総額194億ペソ(28.7億米ドル)と前年度比28.9%の増加を予定。

(2) 一方歳出は、大宗を占める経済・社会開発費の大幅増加(両者計、前年度比25.5%増)を主体に、公務員給

与引上げ等に伴う一般行政費の増大(同28.7%増)もあり、総額178億ペソ(26.4億米ドル)と前年度比27.2%の増加。この結果、財政収支じりは16億ペソの黒字となり、黒字幅は前年度(11億ペソ)比若干の拡大をみている。

(注) 75年度予算案において政府事業収入が急増しているのは、公共料金引上げのほか、74年度に国有化した電力会社等の収入が全額計上されていることによる。なお政府事業収入は歳入予算上の特別資金に含まれ、その主体をなしている。

フィリピンの1975年度予算案

(単位・百万ペソ)

		1974年度 決算見込	1975年度 予算	前年度比
歳 入	一般資金	13,437	15,639	16.4%
	うち 税 収	8,255	9,778	18.4
	借 入 れ	3,937	4,575	16.2
	そ の 他	1,245	1,286	3.3
	特別資金	1,392	3,640	2.6倍
	そ の 他	251	162	△35.5%
合 計		15,080	19,441	28.9
歳 出	経済開発費	7,563	9,418	24.5
	社会開発費	2,647	3,398	28.4
	国防費	1,785	2,227	24.8
	一般行政費	1,460	1,879	28.7
	公 債 費	572	920	60.8
合 計		14,027	17,842	27.2
差 引 余 剩		1,053	1,599	—

◇タイ中央銀行、繊維業界に対し特別融資を実施

タイ中央銀行は10月3日、繊維業界に対し資金繰り難の救済と輸出促進をねらいとして特別融資を実施する旨発表した。その概要次のとおり。

(1) 融資総額……約8億バーツ。

(2) 融資方式……繊維企業振出しによる約束手形の中央銀行再割引。

イ. 在庫金融……9月末輸入原材料在庫額の50%相当額または4~9月中の輸入原材料決済額の50%相当額に、10月以降6か月間の輸入原材料決済額の50%相当額を加えた額。

ロ. 輸出前貸金融……10月以降輸出額の90%相当額。

(3) 条件

イ. 割引率(年利)……商業銀行7%、中央銀行5%(注)。

ロ. 融資期間……在庫金融は120日以内。

(4) 実施期間……75年3月末まで。

(注) 輸出手形および農業手形の再割引率と同一の優遇レート。

同国の繊維業界(織物業中心、会社数約100社、従業員数約10万人)では、輸出の急減(73年19億パーツ→74年見込み3億パーツ)や内需の不振から本年中央製品在庫が急増し、深刻な資金繰り難に陥っていたため、中央銀行に対し救済融資の実施を要望していたといわれている。

◇タイ、砂糖輸出を禁止

タイ政府は9月17日、砂糖輸出を禁止する旨決定し、ただちに実施した(既契約分にも適用)。

同国では、砂糖の大幅増産(74年見込み93万トン、73年72万トン)にもかかわらず、海外市況の高騰などから輸出が急増し(74年1～9月中40万トン、73年中25万トン)、近隣諸国への密輸増大(当局推定、本年初来約10～20万トン)も加わって国内需給が著しくひっ迫、最近の小売価格が1kg当り7～8パーツの水準(公定価格、同4.5パーツ)にまで急騰しインフレ高進の一因となっていたため、今回の措置をとったもの。

◇シンガポール、市中預貸金金利等を引下げ

シンガポール金融管理庁(the Monetary Authority of Singapore)は10月26日、市中預貸金金利および最低現金準備率を引き下げ、同28日から実施する旨発表した。

(1) 措置の内容

イ. 市中貸出金利の引下げ

商業銀行の最低貸出金利を従来の11.25%から10.75%に引き下げる。

ロ. 預金金利の引下げ

定期預金	新	旧
1か月もの	年6.5%	7.0%
3 "	8.0	8.5
6 "	8.5	9.0
9 "	9.0	9.5
12 "	9.5	10.0

なお、普通預金は従来(年6.0%)どおり据置き、また1年超の預金金利は引き続き商業銀行の自由裁量にゆだねられている。

ハ. 最低現金準備率を従来の8%から7%に引き下げる。

(2) 背景

同国ではさる7月、企業金融のひっ迫などに対処して最低現金準備率を引き下げ(9→8%、8月号「要録」参照)、金融引締めの一部手直しを行ったが、①最近では繊維、製材等をはじめ各業界で業況の悪化が目だつ一方、②消費者物価の騰勢が食料品輸入価格の

頭打ちなどを映じて年央以降若干鈍化していること(前年同期比、4～6月+26.9%→7～8月+17.8%)や、③ユーロ金利など海外金利がこのところ低下し、国内金利引下げに伴う資本流出の懸念が薄らいでいることもあり、本措置の実施に踏み切ったものとみられている。

◇パキスタン、綿製品の輸出課徴金を撤廃

パキスタン政府は8月1日、綿布、綿織物の輸出課徴金(輸出額の10～15%)を、同18日には綿糸の輸出課徴金(同20%および1ポンド当り0.40ルピー)を、それぞれ撤廃した。

同国最大の輸出産業である綿業(72年度総輸出に占めるウエイト37%)においては、先進諸国の需要減退に伴う輸出の不振により、今春来製品在庫が累増し、大幅な繰越を余儀なくされているため、当局は輸出競争力を高め輸出促進を図る観点から、本措置を実施したものとみられている。

(注) 同国では72年5月、平価の大幅切下げ(56.7%)と並行して綿製品輸出に課徴金を賦課する措置をとり、翌73年には輸出急増に伴う国内の品不足を緩和するため、4回にわたり課徴金の賦課率を引き上げていた。

◇サウジアラビア、輸入関税を引下げ

サウジアラビア政府は8月12日、消費財を中心とする輸入関税の大幅引下げを実施した。これにより次のような主要消費財の関税率は一律3%となった(カッコ内は引下げ前の関税率)。

- (1) 耐久消費財……冷蔵庫(15%)、テレビ・ラジオ(15%)、小型自動車(15%)。
- (2) その他……繊維製品(20%)、石けん(15%)、マッチ(25%)、板ガラス(20%)、かん詰(25～10%)。

同国では昨年5月、資本財の輸入関税免除等の関税減免措置をとったが、その後も消費財等の輸入価格高騰が消費者物価の上昇をもたらす要因となっていたため、外貨準備の大幅増加(73年末39億ドル→74年8月末93億ドル)を背景に今回の措置を実施したものとみられている。

◇豪州、支払準備率を引下げ

豪州準備銀行は10月8日、商業銀行の支払準備率を現行の4%から3%に引き下げ、同10日から実施する旨発表した(本年6月来8回目、通計引下げ幅6%)。

同準備銀行によれば、本措置は同国経済が企業金融のひっ迫などから景気停滞色を深めている状況下、主要産業の必要不可欠な資金需要を充足するため実施するもの

で、「インフレの高進に伴って生ずるすべての資金需要に応ずる全般的な金融緩和を意味するものではない」(ナイト副総裁)とされている。

共産圏諸国

◇東ドイツ、入国者持込み外貨の強制交換額を引下げ

東ドイツ政府は10月26日、西側からの入国者が持ち込む外貨の国内通貨への強制交換最低額(注)を、滞在1日当たり20東ドイツ・マルク(東ベルリンにのみ滞在する場合、10マルク)から13マルク(同6.5マルク)に引き下げ、11月15日から実施する旨発表した。同国は外貨獲得策の一環として昨年11月、強制交換額を2倍に引き上げた結果、西側諸国の非難が高まったので、今回これを引き下げたものといわれている。

(注) 強制交換により取得した東ドイツ・マルクについては、出国の際の持出しおよび外貨への再交換が禁止されている。

◇ルーマニア、貿易外・資本取引適用レートを切上げ

ルーマニア政府は10月2日、社会主義諸国(注1)以外との貿易外・資本取引に適用される為替レートを、従来の1米ドル=14.38レイから12.00レイに切り上げた(注2)(切上げ率19.8%)。当局は本措置発表に際し、欧米諸国におけるインフレ高進に伴い、西側通貨に対する為替レートが割安となっていた点を指摘しており、このため今回据え置かれた貿易取引適用レート(1米ドル=20レイ)もいずれ切り上げられようとの見方が出ている。

(注1) コメコン諸国、アルバニア、中国、北朝鮮、北ベトナム。

(注2) 公定レート(1米ドル=4.97レイ)に上乘せされていたプレミアムを1米ドル当り9.41レイから7.03レイに引き下げたもの。